

第1章 総 則

第1節 計画の方針

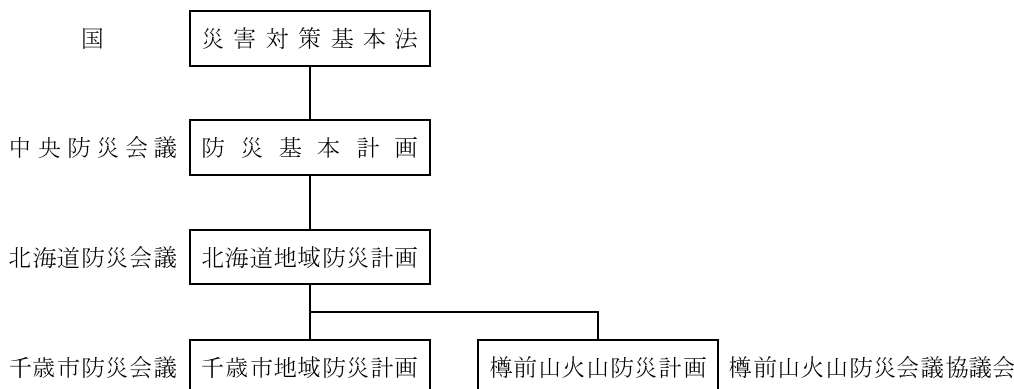
第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、千歳市防災会議が作成する計画であり、千歳市の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 千歳市、千歳市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災、思想の普及に関すること。

第2 計画の位置付け

千歳市地域防災計画は、「災害対策基本法」のほか、国の防災指針を定めた「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）、「樽前山火山防災計画」（樽前山火山防災会議協議会）と密接な整合性・関連性を有している。



第3 計画の修正要領

千歳市防災会議は、災害対策基本法第42条に定めるところにより千歳市地域防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第4 計画の周知

この計画は、防災関係機関の職員に周知を図るとともに、計画のうち、必要な事項については、災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、市民に周知を図る。